

## 原子力発電所事故の避難者である児童生徒に対するいじめについて

### 1. 横浜市立小学校におけるいじめ重大事態

(1) 事案の概要（平成28年11月2日横浜市いじめ問題専門委員会「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）」より抜粋）

- 平成23年、被害児童が小学校2年生時に福島県から転入した後、執拗に追い回されたり、「〇〇菌」と呼ばれたりするいじめがあった。3年生の時期に一時期不登校となり、4年生の時期には鉛筆を折られたり、蹴られたりするいじめを受けた。
- 5年生の時期（平成26年）において、被害児童は、他の児童10名くらいと遊園地等のゲームセンターで度々遊び、遊興費、食事代、交通費等の多額の金銭を負担したとされている。学校は多額の金銭のやりとりがあったことは把握していたが、いじめの重大事態として扱わなかった。
- その後、5年生の6月頃から平成28年3月まで、被害児童は小学校に登校できていない。現在、被害者は中学1年生となっているが、不登校児童生徒が通う施設に通級している。

(2) 文部科学省の対応

- 平成28年11月17日、「平成28年度 いじめの防止等に関する普及啓発協議会」において、原子力発電所事故の被災者である児童生徒に対するケアについて改めて周知（東日本大震災により被災した児童生徒に関する通知等（平成23年度発出）を配布）。18日、事務連絡により同通知等を周知。
- 11月21日、横浜市の本事案への対応について指導・助言を行うために、義家副大臣及び担当者2名を市に派遣。

#### 【横浜市に対する指導事項】

- ① 原子力発電所事故の被災児童生徒に対するケアを、注意深く行うこと
- ② 重大事態として対応しなかった判断の過程を検証するとともに、改めて重大事態への対処について周知徹底を図ること
- ③ 小学生同士の多額の金銭のやりとり自体が、教育上の重大な問題であり、積極的に対応すべきであったとの認識をもつこと
- ④ 学校内や教育委員会の組織的対応について、法令に基づく対応が適切にとられているか、確認と体制の見直しを行うこと

- 12月15日、横浜市が再発防止策の検討を開始。今後、文科省から職員を外部有識者として派遣。

## 2. 新潟市立小学校におけるいじめ事案

### (1) 事案の概要

- 平成28年6月、被害児童がいじめを受けていることを担任に相談していたが、組織で共有していなかった。
- 同年11月、普段から他の児童より「〇〇キン」と呼ばれている被害児童が、同級生から「遠ざけられる、バイキン扱いされる」等のいじめを担任に相談。  
後日、担任から連絡帳を受け取る際、同級生の前で名前に「キン」をつけて呼ばれる。  
保護者が学校に相談するが、担任が否定したことを受けて、学校からそのような事実はないと説明（後に実施した担任と児童に対する聴き取り調査により、担任が発言していたことが分かった）。
- 11月下旬から、被害児童が欠席。平成29年1月時点では登校できている。

### (2) 文部科学省の対応

- 平成28年12月2日の報道後、直ちに新潟市教育委員会に対して、いじめの事実関係、学校等によるいじめへの対処、担任の不適切な発言の経緯について、詳細な調査を実施するよう指導。
- 12月9日、新潟市の本事案への対応について指導・助言を行うために、義家副大臣及び担当者2名を市に派遣。

#### 【新潟市に対する指導事項】

- ①本件の被害児童からいじめの訴えが6月、11月と2回あったのにもかかわらず、法令に則った組織的な対応ができていなかった。学校におけるいじめ防止体制について、どこに問題があったのかを検証し、ガイドラインを作り直すこと。
- ②東日本大震災から5年9ヶ月が経ったが、もう一度原点に帰り、被災地から避難している児童生徒に対し、個別に様子を確認する等の対応を行うこと。
- ③いじめの問題、保護者からの訴えがあったときの初動対応、事案発覚後の事後対応について、対応の仕方を見直すこと。
- ④教職員の懲戒処分について、地方自治体によっては、いじめの助長等の行為を行った者に対する懲戒処分の標準例を示しており、こうした事例なども参考に、今後、このようなことが起こらないよう、教職員が子供を傷つけることがあってはならないことについて、改めて周知・啓発を行うこと。